

令和 7 年度

敦賀市地域包括支援センター運営協議会

第 1 回資料

長寿健康課

令和7年度第1回地域包括支援センター運営協議会

①令和6年度地域包括支援センター事業実績について

1 令和6年度 地域包括支援センター事業実績

(1) 総合相談支援業務

【相談件数】

	令和6年度実績	令和5年度実績
実件数	2,146	2,147
延件数	13,450	14,359

【相談方法】

種別	令和6年度実績					令和5年度実績	
	長寿	あいあい	なごみ	計	%	計	%
電話	232	2,162	883	3,277	24.3	3,764	26.2
来所	339	394	123	856	6.4	895	6.3
訪問	22	900	611	1,533	11.3	1,413	9.8
関係機関	759	4,679	1,974	7,412	55.2	7,966	55.4
その他	3	2	367	372	2.8	321	2.3
計	1,355	8,137	3,958	13,450	100	14,359	100

【相談者】

種別	令和6年度実績					令和5年度実績	
	長寿	あいあい	なごみ	計	%	計	%
本人	318	1,488	897	2,703	20.0	2,621	18.2
家族	253	1,882	778	2,913	21.7	3,325	23.1
介護支援専門員	46	1,617	500	2,163	16.0	2,057	14.3
介護サービス事業所職員	4	268	391	663	4.9	1,066	7.4
行政関係者	67	491	348	906	6.8	1,023	7.2
医療機関等	14	1,243	553	1,810	13.4	1,906	13.2
関係機関	600	727	202	1,529	11.3	1,594	11.1
民生委員	20	190	69	279	2.1	273	2.0
福祉委員等	1	19	1	21	0.2	27	0.2
近隣・知人	23	87	56	166	1.3	199	1.4
その他	9	125	163	297	2.3	268	1.9
計	1,355	8,137	3,958	13,450	100	14,359	100

【相談内容】※重複あり

種別	令和6年度実績					令和5年度実績	
	長寿	あいあい	なごみ	計	%	計	%
介護保険サービス	183	4,156	1,691	6,030	37.1	6,506	39.3
認知症相談	185	2,178	504	2,867	17.5	2,322	14.0
介護相談	7	60	102	169	1.1	184	1.2
その他保健福祉医療サービス	160	1,953	363	2,476	15.1	2,602	15.7
介護予防	157	46	1	204	1.3	200	1.3
権利擁護(虐待含む)	68	835	262	1,165	7.2	1,198	7.3
困難事例	0	1,138	532	1,670	10.2	1,329	8.0
介護者支援	69	326	24	419	2.6	488	3.0
その他	581	237	479	1,297	7.9	1,697	10.2
計	1,410	10,929	3,958	16,297	100	16,526	100

【介護支援専門員からの相談内容】※重複あり

種別	令和6年度実績				
	長寿	あいあい	なごみ	計	%
虐待事例に関する事	2	210	53	265	8.8
困難事例に関する事	3	272	78	353	11.7
認知症に関する事	6	456	106	568	18.9
介護保険に関する事	2	949	209	1,160	38.4
その他	35	583	54	672	22.2
計	48	2,470	500	3,018	100

(2) 権利擁護業務

【対応件数】

種別	令和6年度実績		令和5年度実績	
	実	延	実	延
高齢者虐待(疑い含む)	44	664	49	631
成年後見制度	59	243	61	316
消費者被害	9	24	14	32
その他	44	234	42	217
計	156	1,165	166	1,196

【虐待の種類】※重複あり

種別	令和6年度実績		令和5年度実績	
	件数	%	件数	%
身体的虐待	33	60.0	37	56.9
心理的虐待	13	23.6	17	26.1
介護放棄	3	5.4	4	6.2
経済的虐待	6	11.0	7	10.8
性的虐待	0	0.0	0	0.0
計	55	100	65	100

【被虐待者の認知症の有無】

	令和6年度実績		令和5年度実績	
	件数	%	件数	%
認知症有	37	84.1	37	75.5
認知症疑い	0	0.0	2	4.1
認知症無	7	15.9	10	20.4
計	44	100.0	49	100

(3) 困難事例の状況

※重複あり ※延件数

内容	令和6年度実績		令和5年度実績	
	件数	%	件数	%
認知症	10	16.1	5	10.9
精神疾患(疑いも含む)	12	19.4	12	26.0
介護力不足	5	8.0	5	10.9
生活困窮	11	17.8	8	17.4
介護サービス拒否	3	4.8	1	2.2
住環境問題	10	16.1	3	6.6
その他	11	17.8	12	26.0
計	62	100	46	100.0
実件数	35件		33件	

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護支援専門員への支援)

※延件数

種別	令和6年度実績	令和5年度実績
相談対応件数	2,013	1,894
サービス担当者会議	14	12
ケース会議	102	109
ケアマネ研修会開催	1	1
その他	31	32
合計	2,161	2,047

(5) その他(会議等への参加状況)

種別	令和6年度実績	令和5年度実績
地域包括ケア会議(主催)	5	6
地域包括支援センター連絡会	28	23
権利擁護連絡協議会関係	12	11
在宅医療在宅介護連携推進協議会関係	17	10
認知症支援推進協議会関係	46	44
介護予防・生活支援サービス協議会関係	20	18

種別	令和6年度実績	令和5年度実績
自立支援型地域ケア会議関係	25	22
民生委員地区協議会等	50	49
関係機関・団体との会議	10	24
その他の会議の参加	82	94
研修会への参加	127	97
その他	59	42
合計	481	328

2 令和6年度 指定介護予防支援事業等実績

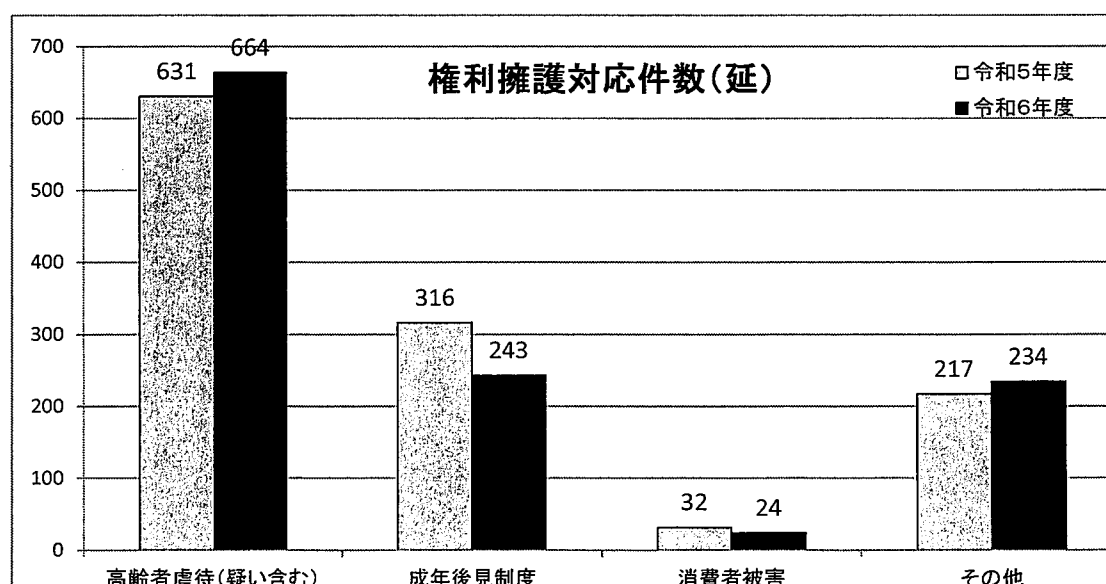
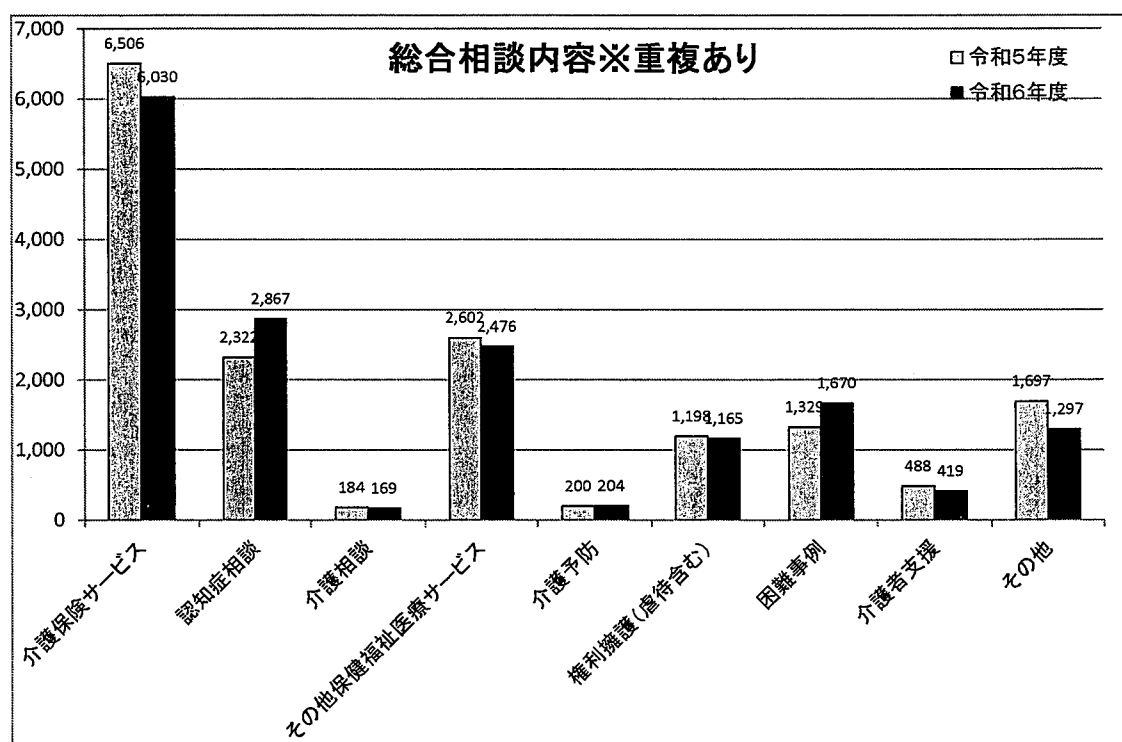
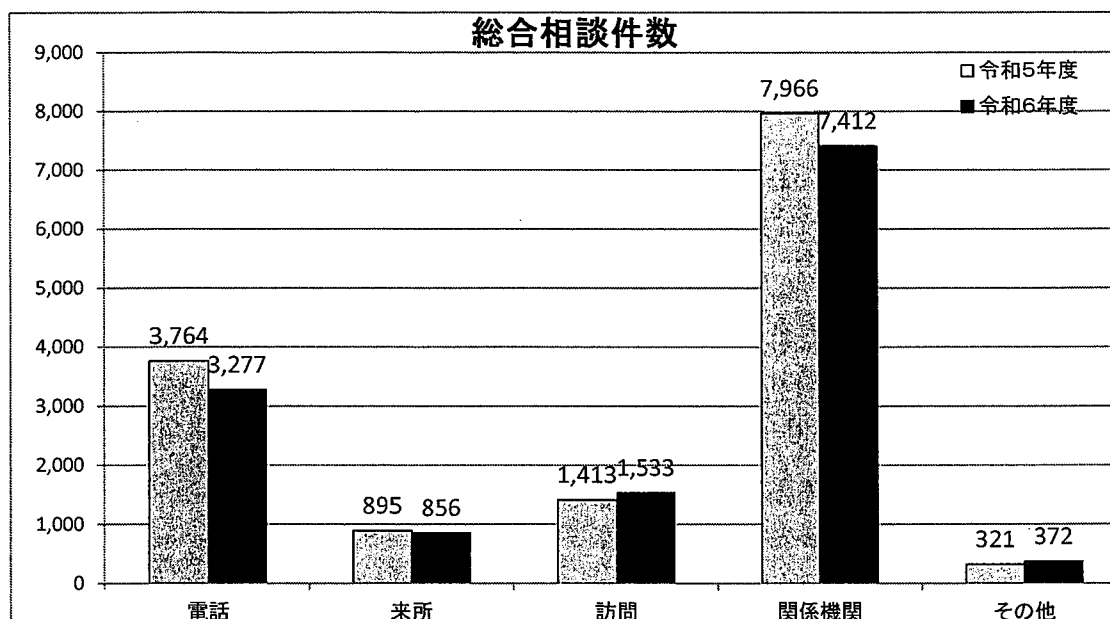
【予防給付業務】※延件数

種別	令和6年度実績					令和5年度実績	
	長寿	あいあい	なごみ	計	%	計	%
直接作成	0	3,266	1,238	4,504	83.0	4,493	83.1
委託	0	590	331	921	17.0	912	16.9
計	0	3,856	1,569	5,425	100	5,405	100

【介護予防ケアマネジメント業務】※延件数

(総合事業利用者へのプラン作成 平成29年1月～)

種別	令和6年度実績					令和5年度実績	
	長寿	あいあい	なごみ	計	%	計	%
直接作成	0	2,237	863	3,100	85.3	3,041	87.7
委託	0	348	185	533	14.7	425	12.3
計	0	2,585	1,048	3,633	100	3,466	100



特定事業所占有率確認結果(令和6年10月～令和7年3月)

(令和7年4月10日提出)

法人名	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会
事業所名	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」
自己評価担当者職氏名	北井 智也

できている	ある程度できている	ほとんどできていない			※評価の説明・特記事項は具体的に記載すること。
4	3	0			

特定事業所占有率の確認結果（10月～3月分）

合計 12 点 / 12 点 (100 %)

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問介護事業所を位置づけたプラン数／介護予防訪問介護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%)	58%	●4⇒介護予防訪問介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問介護を、正当な理由なく、80%以上利用している
②	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防通所介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防通所介護事業所を位置づけたプラン数／介護予防通所介護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%)	66%	●4⇒介護予防通所介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防通所介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防通所介護を、正当な理由なく、80%以上利用している
③	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防福祉用具貸与のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防福祉用具貸与事業所を位置づけたプラン数／介護予防福祉用具貸与を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%)	44%	●4⇒介護予防福祉用具貸与の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防福祉用具貸与を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防福祉用具貸与を、正当な理由なく、80%以上利用している

特定事業所占有率確認結果(2024年10月～2025年3月)

(2025年 4月 10日提出)

法人名	福井県医療生活協同組合
事業所名	敦賀市地域包括支援センター「なごみ」
自己評価担当者職氏名	管理者 濱崎 依里

できている	ある程度できている	ほとんどできていない		
4	3	0		

※評価の説明・特記事項は具体的に記載すること。

特定事業所占有率の確認結果 (10月～3月分)					合計 12 点 / 12 点 (100%)
評価項目		自己評価			評価の説明・特記事項
①	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問介護事業所を位置づけたプラン数/介護予防訪問介護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%) 55% ●4⇒介護予防訪問介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問介護を、正当な理由なく、80%以上利用している
②	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防通所介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防通所介護事業所を位置づけたプラン数/介護予防通所介護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%) 23% ●4⇒介護予防通所介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防通所介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防通所介護を、正当な理由なく、80%以上利用している
③	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防福祉用具貸与のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防福祉用具貸与事業所を位置づけたプラン数/介護予防福祉用具貸与を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%) 51% ●4⇒介護予防福祉用具貸与の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防福祉用具貸与を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防福祉用具貸与を、正当な理由なく、80%以上利用している
④	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問看護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問看護事業所を位置づけたプラン数/介護予防訪問看護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月分 10月～3月(4月報告)	4	3	0	一番高い占有率(%) ●4⇒介護予防訪問看護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問看護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問看護を、正当な理由なく、80%以上利用している

指定介護予防支援事業所自己評価表（令和6年度）

（令和7年4月10日提出）

法人名	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会
事業所名	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」
自己評価担当者職氏名	北井 智也

できて いる	ある 程度 できて いる	ほと んど できて いない	でき てい ない	該 当 な し	※評価の説明・特記事項は具体的に記載 すること。 ※ある程度できている→80%程度達成 の場合 ※該当がない場合は、該当なし欄に○を 付け、合計点数の分母から、4点を差し引 くこと。
4	3	2	1	○	

I 人員・運営体制	合計 172 点 / 172 点 (100 %)
-----------	----------------------------

1. 職員の配置等

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	事業所に1以上の員数の、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いている。	4	3	2	1		
②	介護予防支援事業が円滑に実施できるよう、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定介護予防支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行える体制を整備している。	4	3	2	1		
③	指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置き、管理者は、専らその職務に従事している。（ただし、管理に支障がなく、次に掲げる場合はこの限りではない。）	4	3	2	1		
④	管理者が担当職員その他の従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っている。	4	3	2	1		
⑤	管理者が担当職員その他の従業員に対して、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行っている。	4	3	2	1		
⑥	他の事業（居宅介護支援等）と兼務している担当職員がいる場合、当該職員が行う介護予防支援の業務について、管理者が実施状況を把握し、内容等の確認を行い、必要な指導を行っている。	4	3	2	1		

2. 運営

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	運営規程及び重要事項説明書の内容は、実態に即したものになっており、運営規程と重要事項説明書の表現に不整合はない。	4	3	2	1		

②	運営規程の概要及び重要事項説明書を、事業所内の見やすい場所に掲示している。	4	3	2	1		
③	利用者が、適切に管理者や担当職員に連絡が取れる体制を整備している。	4	3	2	1		
④	担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っている。	4	3	2	1		
⑤	事業所ごとに経理を区分し、指定介護予防支援の事業とその他の事業の会計を区分している。(収入だけでなく、支出も区分している。)	4	3	2	1		
⑥	事業所の人員・運営・苦情・指定介護予防支援に係る記録等、事業所業務に関する記録等を5年間保存している。	4	3	2	1		

3. 公正・中立

合計 16 点 / 16 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項	
①	個別支援にあたり、保健・医療・福祉・介護サービスが、特定の事業者に不当に偏らないよう、また、誘導しないように配慮している。	4	3	2	1		
②	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問介護事業所を位置づけたプラン数／介護予防訪問介護を位置づけたプラン数＜80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	4	3	0	57%	●4⇒介護予防訪問介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問介護を、正当な理由なく、80%以上利用している	
③	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防通所介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防通所介護事業所を位置づけたプラン数／介護予防通所介護を位置づけたプラン数＜80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	4	3	0	65%	●4⇒介護予防通所介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防通所介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防通所介護を、正当な理由なく、80%以上利用している	
④	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防福祉用具貸与のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防福祉用具貸与事業所を位置づけたプラン数／介護予防福祉用具貸与を位置づけたプラン数＜80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	4	3	0	45%	●4⇒介護予防福祉用具貸与の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防福祉用具貸与を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防福祉用具貸与を、正当な理由なく、80%以上利用している	

⑤	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問看護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問看護を位置づけたプラン数／介護予防訪問看護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	4	3	0	●4⇒介護予防訪問看護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問看護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問看護を、正当な理由なく、80%以上利用している
---	---	---	---	---	--

4. 必要書類の作成と確実な提出

合計 28 点 / 28 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	事業所の届出事項に変更があった場合、変更した日から10日以内に、敦賀市に指定介護予防支援事業者変更届出書を提出している。	4	3	2	1	
②	介護予防支援業務の一部を委託している居宅介護支援事業者について、指定介護予防支援委託(変更)届出書を提出している。	4	3	2	1	
③	委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文書で介護予防支援の実施を依頼している。	4	3	2	1	
④	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画原案を作成した際に、当該計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当かなどの確認を行い、必要な指導を行っている。	4	3	2	1	
⑤	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の実施状況等の評価を行った際に、当該評価の内容の確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行っている。	4	3	2	1	
⑥	委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問している。	4	3	2	1	新規で委託する場合と居宅介護支援事業所から依頼があった場合に訪問している。
⑦	サービス担当者会議が開催される際に、同席するよう努めている。	4	3	2	1	居宅介護支援事業所から依頼があった場合は必ず同席している。

5. 職員の資質向上

合計 24 点 / 24 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	職員自らが、資質向上のセルフチェックを行っている。	4	3	2	1	
②	職員が、スキルアップのための研修にできるだけ参加できるよう、法人や所長が配慮している。	4	3	2	1	
③	市・県・国が主催する指定介護予防支援事業に関する研修には、積極的に参加するよう配慮している。	4	3	2	1	
④	新規に配置された職員に対する研修や、職員ごとの研修計画等が作成されている。	4	3	2	1	
⑤	研修で得た知識や情報について、事業所内で伝達する機会を設け、職員全員で共有している。	4	3	2	1	週1回の情報連絡会の機会を活用している。
⑥	運営法人または事業所独自で、業務に関する研修を実施している。	4	3	2	1	週1回の情報連絡会の機会を活用している。

6. 緊急時の体制整備

合計 8 点 / 8 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	夜間・休日も含めて、緊急時に対応できるよう連絡体制や連絡網等を整備している。(24時間365日の対応)	4	3	2	1	管理者が24時間携帯を所持しており、緊急時対応している。
②	夜間・休日も含めて、緊急時の対応についてマニュアルを整備している。	4	3	2	1	法人で作成している緊急時マニュアルで対応している。

7. 事故発生時の対応

合計 8 点 / 8 点 (100 %)

①	介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じている。	4	3	2	1	
②	介護予防支援の提供により事故が発生した場合に、その原因を分析し、再発防止策を講じている。	4	3	2	1	

8. 苦情解決体制の整備

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	苦情受付担当者・責任者を、利用者にわかるように表示している。	4	3	2	1	
②	苦情解決体制を整備し、適切に運用している。	4	3	2	1	
③	苦情解決についてのマニュアルを整備し、かつ職員が把握している。	4	3	2	1	
④	受け付けた苦情の内容やその対応等について、記録(台帳等)を整備している。	4	3	2	1	
⑤	提供したサービス又は介護予防サービス計画に位置づけたサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応している。	4	3	2	1	
⑥	苦情相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を事業所内の見やすい場所に掲示している。	4	3	2	1	

9. 個人情報の保護

合計 16 点 / 16 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	「個人情報の取扱いに関する規則」等を定めた上で、個人情報の取扱を行っている。 ・相談記録等の個人情報の管理方法 ・個人情報の利用に関する利用者への説明と同意 等	4	3	2	1	個人情報の管理は法人が定める規則等に則って実施。また、必ず利用者から文書による同意を得ている。
②	相談のためのスペースは、プライバシーが守られるとともに、利用者が利用しやすい構造となっている。	4	3	2	1	
③	担当職員その他の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている。	4	3	2	1	
④	サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者及びその家族から文書により同意を得ている。	4	3	2	1	

Ⅱ 介護予防支援業務の委託

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

1. 介護予防支援業務の委託

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	介護予防支援業務の一部を委託している居宅介護支援事業者について、指定介護予防支援委託(変更)届出書を、市に提出している。	4	3	2	1	
②	委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文書で介護予防支援の実施を依頼している。	4	3	2	1	
③	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画原案を作成した際に、当該計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当かなどの確認等を行い、必要な指導を行っている。	4	3	2	1	
④	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の実施状況等の評価を行った際には、当該評価の内容の確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行っている。	4	3	2	1	
⑤	委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問を行っている。	4	3	2	1	新規で委託する場合と居宅介護支援事業所から依頼があった場合に訪問している。
⑥	サービス担当者会議が開催される際に、同席するよう努めている。	4	3	2	1	居宅介護支援事業所からの依頼があった場合は必ず同席している。

Ⅲ 介護予防支援のプロセス

合計 184 点 / 184 点 (100 %)

1. 利用申込受付・契約締結

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	利用申込者又はその家族に対し、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の重要事項説明書等を交付して説明を行い、当該介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることについて、書面により同意を得ている。	4	3	2	1	
②	介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、利用者の主体的な取組が重要であることについて十分説明を行い、理解を得ている。	4	3	2	1	
③	利用申込者の被保険者証によって、被保険者資格要支援認定の有無、要支援認定の有効期間を確認している。	4	3	2	1	
④	利用申込者が要支援認定の申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえ、当該申請を代行するなどの必要な援助を行っている。	4	3	2	1	
⑤	身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときに提示している。	4	3	2	1	
⑥	正当な理由なくサービスの提供を拒否していない。	4	3	2	1	

2. アセスメント

合計 32 点 / 32 点 (100 %)

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っている。	4	3	2	1		
②	要支援認定の認定調査結果、主治医意見書等により、利用者の状態を把握している。	4	3	2	1		必要に応じて認定調査結果、主治医の意見書等により状態を把握している。
③	利用者の状態のみに着目するのではなく、生活機能の低下の直接的及び間接的な原因にも着目し、各領域を越えた根本的な問題や課題を定めて支援ニーズを明らかにしている。	4	3	2	1		
④	利用者が「できること」を利用者とともに発見し向上させ、利用者の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指している。	4	3	2	1		
⑤	利用者や家族とのコミュニケーションの過程を通じて、「目標とする生活」のイメージを共有している。	4	3	2	1		
⑥	利用者が予防給付によるサービス等を利用することで活動性が向上し、積極的な生活をイメージできるようにアプローチしている。	4	3	2	1		
⑦	利用者の全体像を把握している。	4	3	2	1		
⑧	アセスメントの結果を記録し、5年間保存している。	4	3	2	1		

3. 介護予防サービス計画原案の作成

合計 40 点 / 40 点 (100%)

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	各領域のアセスメントに基づき、適切な目標を設定している。	4	3	2	1		
②	利用者のセルフケア、家族の支援、インフォーマルサービスについて検討し、計画に盛り込んでいる。	4	3	2	1		
③	介護予防の観点から「通所系サービス」(又はそれに相当するインフォーマルサービス)を、積極的に位置付けている。	4	3	2	1		
④	利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の介護予防サービス事業者のサービス内容や利用料等の情報について、特定の事業者に偏ることなく、適正に提供している。	4	3	2	1		
⑤	地域におけるサービス提供体制等を勘案し、実現可能な計画となっている。	4	3	2	1		
⑥	介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを計画に位置付ける場合は、利用者の同意を得て、主治医の意見を求めている。	4	3	2	1		主治医の意見書の開示や多職種連絡票を活用して対応している。
⑦	介護予防福祉用具貸与を計画に位置付ける場合は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、計画作成後も必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証している。	4	3	2	1		

⑧	「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」の介護予防福祉用具貸与を、計画に位置付ける場合は、認定調査票の該当項目において要否を確認し、当該用具の利用について、保険者に確認を行い、確認に用いた文書をサービス記録とともに保管している。	4	3	2	1	
⑨	介護予防特定福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載している。	4	3	2	1	
⑩	介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションにおいて「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」を計画に位置付ける場合は、基本チェックリストの結果等により、当該サービスの必要性を検証している。	4	3	2	1	

4. サービス担当者会議

合計 16 点 / 16 点(100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	新規・更新・変更時等の必要時には、必ずサービス担当者会議を開催している。	4	3	2	1	
②	サービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門的見地からの意見を求めている。	4	3	2	1	サービス事業所に意見の照会等を行っている。
③	利用者の課題・目標・支援の方針等の情報を共有し、各サービスが共通の目的を達成するために何ができるかについて、相互に理解している。	4	3	2	1	
④	サービス担当者会議の開催日、出席者、検討した内容等を記録し、5年間保存している。	4	3	2	1	

5. 介護予防サービス・支援計画の決定

合計 12 点 / 12 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	原案に基づいて決定した介護予防サービス計画について、利用者に説明し、文書により同意を得ている。	4	3	2	1	
②	利用者及びサービス事業者に対して、介護予防サービス計画書を交付している。	4	3	2	1	
③	サービス事業者に対して、介護予防サービス計画の趣旨及び内容等を十分に説明し、介護予防サービス計画の内容に沿って個別サービス計画が作成されるよう指導し、個別サービス計画書を提出させている。	4	3	2	1	サービス事業所に対して個別サービス計画書の提出を指導している。一部遅れる事業所があるため、催促する等対応している。

6. 利用者の状況の把握(モニタリング)

合計 24 点 / 24 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	少なくとも月に1回、サービス事業者から、サービスの実施状況、利用者の状況、サービス実施の効果等について報告を受けている。	4	3	2	1	サービス事業所に対し、状況確認の報告を受けるようにしている。
②	サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、利用者宅において利用者と面接し、サービスの利用状況、インフォーマルサービスの状況、利用者の状況、サービスに対する満足度等を把握し、介護予防サービス計画の変更を必要とする新しい課題が生じていないか確認している。	4	3	2	1	
③	サービスの評価期間が終了する月には、利用者宅において利用者と面接し、サービスの実施状況、インフォーマルサービスの状況、利用者の状況、サービスに対する満足度等を把握し、介護予防サービス計画の変更を必要とする新しい課題が生じていないか確認している。	4	3	2	1	
④	利用者の状況に変化があるときは、利用者宅において利用者と面接し、確認している。	4	3	2	1	
⑤	利用者宅を訪問しない月についても、少なくとも月に1回、サービス事業所における利用者との面接、利用者への電話等の方法により、サービスの実施状況、インフォーマルサービスの状況、利用者の状況、サービスに対する満足度等を把握し、介護予防サービス計画の変更を必要とする新しい課題が生じていないか確認している。	4	3	2	1	
⑥	少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録し、5年間保存している。	4	3	2	1	

7. 評価

合計 20 点 / 20 点 (100 %)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	介護予防サービス計画で定めた期間の終了時に、サービス提供事業者からの報告により、利用者の生活機能の変化や個別サービス計画の目標達成状況等を把握している。	4	3	2	1	サービス事業所に個別サービス計画の達成状況の提出について連絡をしている。
②	利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、介護予防サービス計画で設定した目標の達成状況を評価している。	4	3	2	1	
③	目標が達成されなかった場合は、何故達成されなかったのか、目標設定の妥当性も含め、利用者や家族の認識を確認した上で、課題分析者としての専門的な観点から評価を行っている。	4	3	2	1	
④	評価の結果に基づき、今後の方針を決定しているか。	4	3	2	1	
⑤	評価の結果を記録し、5年間保存している。	4	3	2	1	

8. 更新申請等

合計 16 点 / 16 点 (100 %)

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には、更新申請が行われるよう、申請の代行等の必要な援助を行っている。	4	3	2	1		
②	利用者が更新・変更申請の結果、要介護認定を受けた場合は、利用者の同意を得て、居宅介護支援事業者に利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っている。	4	3	2	1		
③	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院・入所を希望する場合は、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っている。	4	3	2	1		
④	利用者が要介護認定を受けた場合や利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付している。	4	3	2	1		

総計

合計 380 点 / 380 点 (100 %)

指定介護予防支援事業所自己評価表（2024年度）

(2025年4月10日提出)

法人名	福井県医療生活協同組合
事業所名	敦賀市地域包括支援センター「なごみ」
自己評価担当者職氏名	管理者 濱崎 依里

できて いる	ある 程度 できて いる	ほと んど できて いない	でき てい ない	該 当 な し	※評価の説明・特記事項は具体的に記載 すること。 ※ある程度できている→80%程度達成 の場合 ※該当がない場合は、該当なし欄に○を 付け、合計点数の分母から、4点を差し引 くこと。
4	3	2	1	○	

I 人員・運営体制	合計 168点 / 168点 (100%)
-----------	-----------------------

1. 職員の配置等	合計 20点 / 20点 (100%)
-----------	---------------------

評価項目		自己評価					評価の説明・特記事項
①	事業所に1以上の員数の、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置いている。	④	3	2	1		2025年3/31現在 ・保健師・看護師(2人) ・社会福祉士(2人) ・主任介護支援専門員(1人) ・介護支援専門員(1人)
②	介護予防支援事業が円滑に実施できるよう、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定介護予防支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行える体制を整備している。	④	3	2	1		
③	指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置き、管理者は、専らその職務に従事している。(ただし、管理に支障がなく、次に掲げる場合はこの限りではない。)	④	3	2	1		
④	管理者が担当職員その他の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っている。	④	3	2	1		
⑤	管理者が担当職員その他の従業者に対して、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行っている。	④	3	2	1		
⑥	他の事業(居宅介護支援等)と兼務している担当職員がいる場合、当該職員が行う介護予防支援の業務について、管理者が実施状況を把握し、内容等の確認を行い、必要な指導を行っている。	4	3	2	1	○	該当なし

2. 運営

合計 24 点 / 24 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	運営規程及び重要事項説明書の内容は、実態に即したものになっており、運営規程と重要事項説明書の表現に不整合はない。	④	3	2	1	
②	運営規程の概要及び重要事項説明書を、事業所内の見やすい場所に掲示している。	④	3	2	1	
③	利用者が、適切に管理者や担当職員に連絡が取れる体制を整備している。	④	3	2	1	
④	担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っている。	④	3	2	1	
⑤	事業所ごとに経理を区分し、指定介護予防支援の事業とその他の事業の会計を区分している。(収入だけでなく、支出も区分している。)	④	3	2	1	
⑥	事業所の人員・運営・苦情・指定介護予防支援に係る記録等、事業所業務に関する記録等を5年間保存している。	④	3	2	1	

3. 公正・中立

合計 20点 / 20 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	個別支援にあたり、保健・医療・福祉・介護サービスが、特定の事業者に不当に偏らないよう、また、誘導しないように配慮している。	④	3	2	1	
②	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問介護事業所を位置づけたプラン数／介護予防訪問介護を位置づけたプラン数＜80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	④	3	0	年度後半の一番高い占有率(%)	●4⇒介護予防訪問介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問介護を、正当な理由なく、80%以上利用している
③	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防通所介護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防通所介護事業所を位置づけたプラン数／介護予防通所介護を位置づけたプラン数＜80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	④	3	0	年度後半の一番高い占有率(%)	●4⇒介護予防通所介護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防通所介護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防通所介護を、正当な理由なく、80%以上利用している
④	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防福祉用具貸与のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防福祉用具貸与事業所を位置づけたプラン数／介護予防福祉用具貸与を位置づけたプラン数＜80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	④	3	0	年度後半の一番高い占有率(%)	●4⇒介護予防福祉用具貸与の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防福祉用具貸与を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防福祉用具貸与を、正当な理由なく、80%以上利用している

⑤	正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問看護のサービス計画を作成していない。 ◆特定事業所占有率 特定の法人の介護予防訪問看護を位置づけたプラン数／介護予防訪問看護を位置づけたプラン数<80%(委託プランを除く) ◆確認期間 6月ごと 4月～9月(10月報告) 10月～3月(4月報告)	④	3	0	年度後半の一番高い占有率(%)	●4⇒介護予防訪問看護の利用は、各法人(事業所)とも80%未満である。 ●3⇒特定の法人(事業所)の介護予防訪問看護を80%以上利用しているが、正当な理由がある。 ・80%以上の事業者名… ・正当な理由… ●0⇒特定の法人の介護予防訪問看護を、正当な理由なく、80%以上利用している
---	---	---	---	---	-----------------	--

4. 必要書類の作成と確実な提出

合計 24点 / 24点(100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	事業所の届出事項に変更があった場合、変更した日から10日以内に、敦賀市に指定介護予防支援事業者変更届出書を提出している。	④	3	2	1	
②	介護予防支援業務の一部を委託している居宅介護支援事業者について、指定介護予防支援委託(変更)届出書を提出している。	④	3	2	1	
③	委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文書で介護予防支援の実施を依頼している。	④	3	2	1	
④	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画原案を作成した際に、当該計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当かなどの確認を行い、必要な指導を行っている。	④	3	2	1	
⑤	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の実施状況等の評価を行った際に、当該評価の内容の確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行っている。	④	3	2	1	
⑥	委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問している。	4	3	2	1	○ ※契約時の同行訪問はあるが、アセスメントやモニタリング実施時の訪問同行の必要性が生じておらず
⑦	サービス担当者会議が開催される際に、同席するよう努めている。	④	3	2	1	※必要な場合は同席している

5. 職員の資質向上

合計 24点 / 24点(100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	職員自らが、資質向上のセルフチェックを行っている。	④	3	2	1	
②	職員が、スキルアップのための研修にできるだけ参加できるよう、法人や所長が配慮している。	④	3	2	1	
③	市・県・国が主催する指定介護予防支援事業に関する研修には、積極的に参加するよう配慮している。	④	3	2	1	※研修内容などを見て、必要と思われる研修には積極的に参加できるよう配慮している
④	新規に配置された職員に対する研修や、職員ごとの研修計画等が作成されている。	④	3	2	1	
⑤	研修で得た知識や情報について、事業所内で伝達する機会を設け、職員全員で共有している。	④	3	2	1	※月1回の部会や朝会・文章等で伝達するようにしている
⑥	運営法人または事業所独自で、業務に関する研修を実施している。	④	3	2	1	※毎月何らかの研修を実施

6. 緊急時の体制整備

合計 8 点 / 8 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	夜間・休日も含めて、緊急時に対応できるよう連絡体制や連絡網等を整備している。(24時間365日の対応)	④	3	2	1	
②	夜間・休日も含めて、緊急時の対応についてマニュアルを整備している。	④	3	2	1	

7. 事故発生時の対応

合計 8 点 / 8 点 (100%)

①	介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じている。	④	3	2	1	
②	介護予防支援の提供により事故が発生した場合に、その原因を分析し、再発防止策を講じている。	④	3	2	1	

8. 苦情解決体制の整備

合計 24 点 / 24 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	苦情受付担当者・責任者を、利用者にわかるように表示している。	④	3	2	1	※契約時に重要事項説明書で説明、お渡ししている
②	苦情解決体制を整備し、適切に運用している。	④	3	2	1	
③	苦情解決についてのマニュアルを整備し、かつ職員が把握している。	④	3	2	1	
④	受け付けた苦情の内容やその対応等について、記録(台帳等)を整備している。	④	3	2	1	
⑤	提供したサービス又は介護予防サービス計画に位置づけたサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応している。	④	3	2	1	
⑥	苦情相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を事業所内の見やすい場所に掲示している。	④	3	2	1	

9. 個人情報の保護

合計 16 点 / 16 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	「個人情報の取扱いに関する規則」等を定めた上で、個人情報の取扱いを行っている。 ・相談記録等の個人情報の管理方法 ・個人情報の利用に関する利用者への説明と同意 等	④	3	2	1	
②	相談のためのスペースは、プライバシーが守られるとともに、利用者が利用しやすい構造となっている。	④	3	2	1	
③	担当職員その他の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている。	④	3	2	1	
④	サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者及びその家族から文書により同意を得ている。	④	3	2	1	

Ⅱ 介護予防支援業務の委託

合計 20 点 / 20 点 (100%)

1. 介護予防支援業務の委託

合計 20 点 / 20 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	介護予防支援業務の一部を委託している居宅介護支援事業者について、指定介護予防支援委託(変更)届出書を、市に提出している。	④	3	2	1	
②	委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文書で介護予防支援の実施を依頼している。	④	3	2	1	
③	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画原案を作成した際に、当該計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当かなどの確認等を行い、必要な指導を行っている。	④	3	2	1	
④	委託した居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の実施状況等の評価を行った際には、当該評価の内容の確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行っている。	④	3	2	1	
⑤	委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問を行っている。	4	3	2	1	○
⑥	サービス担当者会議が開催される際に、同席するよう努めている。	④	3	2	1	※必要なケースは同席している

Ⅲ 介護予防支援のプロセス

合計 184 点 / 184 点 (100%)

1. 利用申込受付・契約締結

合計 24 点 / 24 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	利用申込者又はその家族に対し、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の重要事項説明書等を交付して説明を行い、当該介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることについて、書面により同意を得ている。	④	3	2	1	
②	介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、利用者の主体的な取組が重要であることについて十分説明を行い、理解を得ている。	④	3	2	1	
③	利用申込者の被保険者証によって、被保険者資格要支援認定の有無、要支援認定の有効期間を確認している。	④	3	2	1	
④	利用申込者が要支援認定の申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえ、当該申請を代行するなどの必要な援助を行っている。	④	3	2	1	
⑤	身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときに提示している。	④	3	2	1	
⑥	正当な理由なくサービスの提供を拒否していない。	④	3	2	1	

2. アセスメント

合計 32点 / 32 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っている。	4	3	2	1	
②	要支援認定の認定調査結果、主治医意見書等により、利用者の状態を把握している。	4	3	2	1	
③	利用者の状態のみに着目するのではなく、生活機能の低下の直接的及び間接的な原因にも着目し、各領域を越えた根本的な問題や課題を定めて支援ニーズを明らかにしている。	4	3	2	1	
④	利用者が「できること」を利用者とともに発見し向上させ、利用者の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指している。	4	3	2	1	
⑤	利用者や家族とのコミュニケーションの過程を通じて、「目標とする生活」のイメージを共有している。	4	3	2	1	
⑥	利用者が予防給付によるサービス等を利用することで活動性が向上し、積極的な生活をイメージできるようにアプローチしている。	4	3	2	1	
⑦	利用者の全体像を把握している。	4	3	2	1	
⑧	アセスメントの結果を記録し、5年間保存している。	4	3	2	1	

3. 介護予防サービス計画原案の作成

合計 40点 / 40 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	各領域のアセスメントに基づき、適切な目標を設定している。	4	3	2	1	
②	利用者のセルフケア、家族の支援、インフォーマルサービスについて検討し、計画に盛り込んでいる。	4	3	2	1	
③	介護予防の観点から「通所系サービス」(又はそれに相当するインフォーマルサービス)を、積極的に位置付けている。	4	3	2	1	
④	利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の介護予防サービス事業者のサービス内容や利用料等の情報について、特定の事業者に偏ることなく、適正に提供している。	4	3	2	1	
⑤	地域におけるサービス提供体制等を勘案し、実現可能な計画となっている。	4	3	2	1	
⑥	介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを計画に位置付ける場合は、利用者の同意を得て、主治医の意見を求めている。	4	3	2	1	
⑦	介護予防福祉用具貸与を計画に位置付ける場合は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、計画作成後も必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証している。	4	3	2	1	

⑧	「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」の介護予防福祉用具貸与を、計画に位置付ける場合は、認定調査票の該当項目において要否を確認し、当該用具の利用について、保険者に確認を行い、確認に用いた文書をサービス記録とともに保管している。	④	3	2	1	
⑨	介護予防特定福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載している。	④	3	2	1	
⑩	介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションにおいて「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」を計画に位置付ける場合は、基本チェックリストの結果等により、当該サービスの必要性を検証している。	④	3	2	1	

4. サービス担当者会議

合計 16 点 / 16 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	新規・更新・変更時等の必要時には、必ずサービス担当者会議を開催している。	④	3	2	1	
②	サービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門的見地からの意見を求めている。	④	3	2	1	
③	利用者の課題・目標・支援の方針等の情報を共有し、各サービスが共通の目的を達成するために何ができるかについて、相互に理解している。	④	3	2	1	
④	サービス担当者会議の開催日、出席者、検討した内容等を記録し、5年間保存している。	④	3	2	1	

5. 介護予防サービス・支援計画の決定

合計 12 点 / 12 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	原案に基づいて決定した介護予防サービス計画について、利用者に説明し、文書により同意を得ている。	④	3	2	1	
②	利用者及びサービス事業者に対して、介護予防サービス計画書を交付している。	④	3	2	1	
③	サービス事業者に対して、介護予防サービス計画の趣旨及び内容等を十分に説明し、介護予防サービス計画の内容に沿って個別サービス計画が作成されるよう指導し、個別サービス計画書を提出させている。	④	3	2	1	

6. 利用者の状況の把握(モニタリング)

合計 24点 / 24 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	少なくとも月に1回、サービス事業者から、サービスの実施状況、利用者の状況、サービス実施の効果等について報告を受けている。	④	3	2	1	
②	サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、利用者宅において利用者と面接し、サービスの利用状況、インフォーマルサービスの状況、利用者の状況、サービスに対する満足度等を把握し、介護予防サービス計画の変更を必要とする新しい課題が生じていないか確認している。	④	3	2	1	
③	サービスの評価期間が終了する月には、利用者宅において利用者と面接し、サービスの実施状況、インフォーマルサービスの状況、利用者の状況、サービスに対する満足度等を把握し、介護予防サービス計画の変更を必要とする新しい課題が生じていないか確認している。	④	3	2	1	
④	利用者の状況に変化があるときは、利用者宅において利用者と面接し、確認している。	④	3	2	1	
⑤	利用者宅を訪問しない月についても、少なくとも月に1回、サービス事業所における利用者との面接、利用者への電話等の方法により、サービスの実施状況、インフォーマルサービスの状況、利用者の状況、サービスに対する満足度等を把握し、介護予防サービス計画の変更を必要とする新しい課題が生じていないか確認している。	④	3	2	1	
⑥	少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録し、5年間保存している。	④	3	2	1	

7. 評価

合計 20点 / 20 点 (90%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	介護予防サービス計画で定めた期間の終了時に、サービス提供事業者からの報告により、利用者の生活機能の変化や個別サービス計画の目標達成状況等を把握している。	④	3	2	1	
②	利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、介護予防サービス計画で設定した目標の達成状況を評価している。	④	3	2	1	
③	目標が達成されなかった場合は、何故達成されなかったのか、目標設定の妥当性も含め、利用者や家族の認識を確認した上で、課題分析者としての専門的な観点から評価を行っている。	④	3	2	1	
④	評価の結果に基づき、今後の方針を決定しているか。	④	3	2	1	
⑤	評価の結果を記録し、5年間保存している。	④	3	2	1	

8. 更新申請等

合計 16 点 / 16 点 (100%)

評価項目		自己評価				評価の説明・特記事項
①	利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には、更新申請が行われるよう、申請の代行等の必要な援助を行っている。	④	3	2	1	
②	利用者が更新・変更申請の結果、要介護認定を受けた場合は、利用者の同意を得て、居宅介護支援事業者の利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っている。	④	3	2	1	
③	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院・入所を希望する場合は、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っている。	④	3	2	1	
④	利用者が要介護認定を受けた場合や利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付している。	④	3	2	1	

総計

合計 372点 / 372 点 (100%)